

文化財保護のグローバル化と地域の文化資産のカテゴリー化 — 日本の世界遺産条約批准の影響

雪 村 まゆみ

Globalization of Cultural Property Protection and Categorization of Local Cultural Property

—The Impact of the Ratification of Japan's World Heritage Convention

Mayumi YUKIMURA

Abstract

Since the formation of the modern state, the cultural products of each country have been protected as cultural properties by either domestic laws or nations' respective customs frameworks. The purpose of this paper is to examine how they change as a result of international cultural property protection systems, such as the World Heritage Convention, as well as what impact the participation of new ratifying countries will have on the World Heritage Convention itself. To that end, Section 2 considers the process of Japan's ratification of this convention, analyzing the minutes of the Diet. Next, Section 3 considers the process leading to the "Nara Conference," where discussions regarding the authenticity of "wooden architecture" were held immediately after Japan ratified the World Heritage Convention, as well as discussions regarding the interpretation of the authenticity of cultural properties. Section 4 analyzes the process by which Hiroshima's atomic bomb dome is inscribed as a World Heritage Site, while also showing the changes in cultural property protection administration that have taken place in Japan. Finally, Section 5 analyzes the process of the campaign to nominate the former Shizutani School as a World Heritage site, while also clarifying the actual situation regarding how the category change of cultural assets is promoted strategically. Based on the results, it became clear that the institutionalization of international cultural property protection encourages exchanges with other cultures as an inevitable consequence of the changes in the value standards of each culture.

Keywords: World Heritage, Japan Heritage, Nara Document

要 旨

近代国家成立とともに、各国の文化的生産物は、文化財として国内法あるいは慣習によって保護されてきた。本稿では、世界遺産条約といった国際的な文化財保護制度の枠組みが浸透するなかで、それらがいかに変化するのか、また、新たな批准国の参画は、世界遺産条約にいかなるインパクトをもたらすのか、という問題について考察することを目的とする。そのために、まず、2節では、日本が世界遺産条約に批准するプロセスについて、国会議事録等を資料として考察する。次に、3項では、日本が世界遺産条約に批准してすぐに開催された「木造建築」のオーセンティシティを議論する「奈良会議」に至る経緯と、そこで議論された文化財のオーセンティシティの解釈について考察する。また、4項では広島原爆ドームが世界遺産に登録されるプロセスを分析し、日本国内の文化財保護行政の変更点を示す。さいごに第5項

では旧閑谷学校の世界遺産登録運動のプロセスを分析することで、戦略的に文化財のカテゴリー変更が推し進められる実態を明らかにする。以上のことより、国際的な文化財保護の制度化は、他者の文化との交流を促すため、不可避免的に各文化の価値基準の変化を引き起こすことが明らかとなった。

キーワード：世界遺産、日本遺産、奈良ドキュメント

1. はじめに

2019年7月、アゼルバイジャンで開催された第43回世界遺産委員会を経て、日本においては23件目となる「百舌鳥・古市古墳群」が新たに世界文化遺産として登録された。世界遺産に対する関心が高まる日本においては、7年連続での登録となった。大阪府堺市、藤井寺市、羽曳野市に位置する「百舌鳥・古市古墳群」は、日本最大の前方後円墳として有名な大山古墳を含む49基の古墳群が構成資産となっている。「大山古墳」という呼び名は遺跡名であるが、世代によっては「仁徳天皇陵」という陵墓名の呼び名のほうがなじみがあるのではないだろうか。天皇陵は皇室の先祖の墓ということで宮内庁の管轄となっているものもあり、ながら考古学的調査が行われることはほとんどなく、学問の対象外とされてきた（森 1973=2016: 23）。古墳に対する宮内庁と考古学者との二つの視点の対立が指摘されているが（山 2002: 242-243）、古墳のなかには文化財保護法の範疇から除外され、「墳丘のすそを石で固める工事」など、古墳の周囲の改修が行われたりしていたことが考古学者側から指摘されているのである（森 1973=2016: 23-24）。また、百舌鳥古墳群の周囲は住宅地として開発されており、大塚山古墳のように住宅開発の際に完全に消失してしまった古墳もある。世界遺産の構成資産となっている「いたすけ古墳」は、考古学者を中心とした市民の古墳保存運動により、消失が免れたものであり、古墳の南側の濠には開発の名残である橋げたの残骸が確認できる（宮川 2017: 98-107）。ここで古墳群の保存についての考え方の変遷を詳述することはしないが、今日では、古墳群は文化遺産として捉えられ、保存の対象となっているものでも、かつては必ずしもそうではなかったことがわかる。

何を保存するのか、といった価値判断を行う契機には、開発だけではなく戦災や災害といった、文化財が消失してしまう出来事がある。世界遺産条約においても、「人類にとってかけがえのない自然や文化を、開発や自然災害、武力紛争による破壊から守る、それ自体平和を構築する努力に通じる」ということが宣言されており、平和に資するために文化や自然が消失しないよう国際社会においてモニタリングしていくことが制度化されているのである。2019年までに1121件が世界遺産として登録されているが、何を登録の対象とするのかが批准国によって採択されてきた。

そこで、本稿では、世界遺産条約といった国際的な保護制度の枠組みが浸透するなかで、それらがいかに変化するのか、また、新たな批准国の参画は、世界遺産条約にいかなるインパクトをもたらすのか、という問題について考察することを目的とする。まず、次節では、日本が世界遺産条約に批准するプロセスについて、国会議事録等を資料として考察したい。

2. 日本の世界遺産条約批准へのプロセス

日本が世界遺産条約に批准したのは、1992年であるが、批准の時期に関しては、「先進国のなかでももっとも遅いほうであった」と言われることが多い（毛利 2017: 244）。はじめて国会で世界遺産条約への批准について指摘されたのは、1981年6月3日の外務委員会であったが、この時点からも10年の歳月が経過している。この外務委員会では、1954年に調印されたハーグ条約と世界遺産条約への批准について言及されていた。日本においては、ハーグ条約に調印したまま、進展がない理由として、「主として文化財が集中している奈良、京都、これらの地区が空港から距離が離れていない」、ということが説明されている。というのも、ハーグ条約¹⁾では、文化財の周囲に攻撃目標となる軍事施設を設置しない、ということの前文に掲げているからである。また、世界遺産条約に関しては、国内法との関連、分担金の問題等で遅れていると回答されていた。

この点に関しては、約2年後の1988年3月9日の予算委員会第二分科会まで、国会で議論されることはなかったが、ここでも日本が批准にいたっていない理由について問われている。その回答として、遠藤實政府委員は、「条約の受け皿となる国内法との関係」、「締約国として求められる財政負担の問題」等があるとしている。国内法との関係については、文化庁、環境庁その他と協議中であるが、道半ばという状況と回答している。文化財に関しては、国内の文化財保護行政が体系的に進められているということから、国際的な枠組みのなかで文化財の保存を制度化する必要性がなかったといわれていたのである。1990年6月19日の環境委員会においても、環境保護の観点と関連させて、世界遺産への批准がなされていない点が指摘されているが、当時の国務大臣もこの点に関しては、十分に知らないというくらい、世界遺産条約への認知度が高いとはいえなかった。

1) その後、1999年にハーグ条約の第2議定書が採択され、1990年代以降、締約国が増加し、20か国の批准を得て、2004年に発効した。日本政府は、国内法である、「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」（2007年）が制定されたことを受けて、ハーグ条約およびその二つの議定書に2007年9月に批准した（高橋 2010: 13-14, 101）。

その後、1991年2月7日の予算委員会においても世界遺産条約に日本が批准していないことが指摘されているが、ここでは、批准へ向けて、当時の文部省、環境庁、外務省の連携が具体的に進められていると述べられている。とくに「開発と保護というのは相反する概念」だから、国内法だけで保護するのは難しく、「国際的な監視のなかでこそ守られる」ものがあると強調されている（二見伸明委員）。1991年4月9日の外務委員会では、批准について、政府委員は、両3年中と期限を示し、できるだけ早急に実現したい旨、回答している。また、1992年2月26日の環境委員会では、6月に控えた地球サミット（国連環境開発会議）までの批准を求めている。そして、4月21日の環境委員会では、「現在国会に提出されている」ところということで、白神山地や屋久島などが対象となるのではないかと述べられていた。

10年来、世界遺産条約批准に関して進展がみられなかったが、地球サミットの開催が追い風となったのか、1992年4月22日の外務委員会において、世界遺産条約の締結の承認が求められている。そして、1993年12月、日本初の世界文化遺産として、法隆寺、姫路城、自然遺産として白神山地と屋久島が登録された。法隆寺と姫路城は、日本固有の歴史的建造物であることはいうまでもないが、木造であることが、次項で詳述する遺産のオーセンティシティをめぐる議論へと進展するのである。

3. 木造の歴史的建造物とオーセンティシティ

3-1 奈良ドキュメントが実現する経緯

日本の条約への批准が契機となり、1994年11月、奈良において、木造建造物のオーセンティシティについて議論をする場が設けられた。現在でも木造建築物の保存に関する理解が十分にされているとはいえないが、文化的多様性の尊重という観点に対して、日本の世界遺産条約批准はこの問題に一石を投じることとなった。

当時文化庁事務局に勤務していた田中琢は、「欧米の専門家には、日本の文化遺産とくに歴史的建造物を世界文化遺産に登録するのに問題がある」と考えている人々もいるということを伝え聞いたという。というのも、伊勢神宮の式年遷宮つまり、20年ごとに新しく神殿を建て替える神事があまりにも有名であるため、日本の木造建築物は、部材や材料が新しい物に取り替えられているという誤解が広まっていたからであるという。また、すべてを新しくするわけではないが、木造建築物の場合、修復の過程で傷んだ部材を交換し、今日まで保存する手法が用いられてきたのである（田中 1995: 10）。世界遺産条約のオーセ

ンティシティの考え方の基盤となっているヴェニス憲章は、1964年に制定されたが、当時は、多くの国が第2次世界遺産後の荒廃期に建築的美術的文化遺産の復原・再建に真剣に取り組む時期であった。戦後の大がかりな再建では、歴史的建造物に利用できる情報資源がきわめて乏しいことが多く、倫理問題も十分に注意されて「様式の統一よりも歴史の蓄積を重視し、復原による偽造を否定し、オリジナルの維持を訴えつづける」（稲永 1994: 85）。つまり、石造の建造物であっても、経年劣化には比較的耐えうるが、戦災や災害を契機とした再建の必要性は共通の課題となるのである。

日本で初めて世界文化遺産に登録された「法隆寺地域の仏教建造物」と「姫路城」の推薦書類の作成に関わった益田兼房（文化庁）によれば、条約の作業指針において、評価基準である顕著な普遍的価値を担保するため、4項目（意匠、材料、技術、環境）のオーセンティシティがあると判断されるかどうか、審査される。法隆寺や姫路城の従来からの修理工事報告書などの資料をもとに、4項目について条件を満たしているという書類を準備したが、国際社会を納得させる記述となったか、自信がもてなかったと回想している。ただ、当時、ユネスコにおいても、オーセンティシティに関する手続きに関しては再検討する必要があると考えられていたことを、12月の世界遺産委員会（サンタ・フェ開催）に出席した際に知ることとなった。「概念そのものがやや西欧中心主義であるうえに、石造教会建築などの記念建造物中心であり、多様な地球上の文化と多種の文化遺産を反映するための国際条約としては支障がある」と考え始めていたのである（益田 1995: 14）。この件をめぐる国際会議が、奈良で開催されることになった理由としては、「日本の文化と文化財保護の手法が西欧とは相当に異なっている」ということが挙げられている。一方で、1993年5月、イコモス事務総長として委員会にも出席していたカナダの保存建築家ハープ・ストーベル教授を日本に招き、日本独自の文化財保護の方法を実際に視察し、「高温多湿で災害の多い自然環境の日本ではあるが、その木造建築の保存の方法はヴェニス憲章の精神と合致するところも多い」との理解を得ることに結びついた。視察後、ストーベル教授は、西欧とは異なる文化の伝統を持ち、古社寺保存法など国内で独自の文化財保護を行ってきた日本において、国際会議の開催を提案したのである。

そして、カナダ政府の支援を得たノルウェー政府の主催で、1994年1月31日から2月2日にかけて、奈良の国際会議の準備会合「世界遺産に関するオーセンティシティ会議」を世界遺産である木造の町並みのあるベルゲン（ノルウェー）にて行なうことが決まった。ノルウェーは純粋な木造建築物の世界遺産をもっており、トロンハイム大学のラールセン教授は、早くから日本の木造建築保存の理解者であったという。イコモスによる法隆寺、

姫路城の審査において、イコモス国際木造建築委員会事務局長でもあるラールセン教授は、日本の文化財保護法についてオーセンティシティの観点からも評価できるという見解を示していた（益田 1995: 15）。

ベルゲンの会合では、5人の専門家（イクロム教授ヨキレート、ストーベル、ラールセン、ノルウェー政府文化遺産保護庁の保存建築家マルスタイン、益田）からなる学術委員会が発足した。そして、3月には、イコモス国際木造建築委員会が日本で開催され、基本案が作成された。日本国内の準備体制は、学術的側面では、文化庁の監査官を中心に協議を重ね、見学内容の検討等は、奈良国立文化財研究所、奈良県教育委員会文化財保護課の協力を得た。また、稲永栄三東京大学名誉教授の科学研究費グループで研究会の開催を何度も行ない、日本イコモス国内委員会（坪井清足、渡辺保弘）には、これらの研究の支援をおこなった（益田 1995）。

奈良会議では、以上のような議論を引き継ぎ、国際的な価値基準で世界遺産登録を行なう際に直面する文化財の多様性をめぐる課題が強調された。オーセンティシティという概念の意味に関しては、奈良会議にて基調報告を行なった伊藤延男も指摘するところである。伊藤によれば、まず、第一に、アジア諸国および他の非ラテン系言語国において、オーセンティシティを意味する固有の言葉がない（伊藤 1994: 61）。辞書的には、「権威」「信頼性」「真実性」といった意味が説明されており、なかでも、当時会議の主催者は、オーセンティシティの訳語を「真実性」も統一したいようであったが、「信頼性および真実性との間の相違は、文化遺産の『オーセンティシティ』に関する限り、あまりに大きくて無視することが出来ない」と指摘している（伊藤 1994: 62）。

この講演では、文化財の保存の方法が各国で異なることがいかなる点にオーセンティシティを見だすのかという点に関わってくると指摘されている。各国の文化遺産は、地理的、気候的に異なった条件下において残されてきたものであり、また、各地域に特有な社会的、文化的、宗教的独自性に基づいた価値観のなかで、何をいかに保存するのか、制度化されてきたのである（伊藤 1994: 63）。

また、世界遺産行政の中心にいる西村幸夫は、日本における文化財の保存がいかなる基準でなされてきたのか、文化財の保存の基準の変化を通じて、いかなる点が重視されてきたのかを、明らかにしている（西村 1994）。ここで指摘されていることで重要な点は、日本において戦前は、「文化財」という概念はまだ根付いなかったという点である。保存されるべきものとしてまず挙げられるのが、社寺であるが、古社寺の保存に関しては、1880年、内務省による保存金制度が始まりといわれている。ただし、建造物そのものの保存という

よりは、社寺という機能の保存を経済的に支援することが目的であり、いかにしてそれを維持するのかが問われていなかったようである。また、社寺の建造物全体の保存に関しては、1897年の古社寺保存法を始まりと捉えられており、これは1929国宝保存法へと展開していく。そして、1930年代全体主義的傾向をうけ、文化財は科学的観点よりも愛国主義的プロパガンダと位置づけられていく²⁾。

さらには、1950年に発効された文化財保護法においては、無形文化財、民俗文化財がその範疇として挙げられたことが特徴的である。これらは、技術や伝統にオーセンティシティを求める考え方であり、西欧における、オーセンティシティの議論に通常含まれていない考え方とされている（西村 1994）。民俗文化財は、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらにもちいられる衣服、器具、家屋その他の物件」であるが、特定の階層のものだけではなく、民衆に伝わるものが念頭におかれている。このような考え方は、ユネスコにおいて、2003年に採択された「無形文化遺産の保護に関する条約」（無形文化遺産保護条約）へとつながっていくのである。これには、日本は策定段階から積極的に関わっていた。

3-2 日本における古建築の復元

次に、日本における古建築の復元方法について、いかなる点にオーセンティシティの観点を見出していたのか、検討する。実際に日本の古建築の復元においては、いかなる資料が参照されているのだろうか。復元といっても、さまざまな方法がとられているが、「遺跡で発掘された建物の痕跡、すなわち発掘遺跡をもとに、上部構造を考える復元」が挙げられる（海野 2017: 7）。古い時代のものであり、復元には、その出土遺物だけではなく、現存する古建築、「古代の寺院の財産を記した資財帳」、近世の大工技術書などの文字資料、絵巻物などの絵画資料等を参考にすることができるという。日本には古代（平安時代以前）の木造建築は60棟余り残存しているが、世界的にみても古代の木造建築がこれほど残っている地域はほかにないという。また近世以降の建物であれば、絵画資料にくわえて、写真資料、戦前の修理図面を参照する（海野 2017: 2, 7, 142-143）。

たとえば、奈良の平城宮跡は古都奈良の文化財の構成資産として、1998年に世界遺産に登録されているが、2010年に平城宮第一次大極殿が復原された。近鉄奈良線の大和西大寺

2) 古社寺保存法においては、「皇室に関係あるものを『由緒の特殊』とし」たように、天皇との緊密さを重要視される傾向がみられたのである。1933年以降、明治天皇とのかかわりで史跡指定された箇所は終戦までに377カ所、全体の4割を占めていたというわけである（小笠原・勅使河原 2017: 28）

駅と新大宮駅の間に位置し、車窓からは広大な敷地を確認することができる。平城宮跡ということからもわかるように、かつての建造物が残っているのではない。

そもそも、大極殿は、即位式等重要な国家儀礼が執り行われ、「律令国家の威厳を示す建物」であるが、藤原宮の大極殿（第一次大極殿と呼ばれている）を移築したとみられている。この大極殿の発掘調査は1970, 1971, 1998年に行われたが、遺構の残り具合としては良い条件とは言いがたかったが、「基盤外装に用いられた地覆石の抜取痕跡が残って」おり、基壇は失われていたが、ここから「基壇の大きさが復元できた」という。また、絵画資料として、平安時代の儀式の様子を描いた『年中行事絵巻』から基壇の形式を「壇正積基壇」と判断し、復元したのである（海野 2017: 182-183）。

しかし、「推定と想像をくわえるような再現もまたかつてヨーロッパの専門家が定めたヴェニス憲章が忌避しているところ」と指摘されている（田中 1995: 11）。つまり、遺跡は「現状のまま、いわば凍結して保存すべし、せいぜい残存する部材を組みあげる程度でとどめるべし」とする考え方と、「新しい材料を使って消滅した建造物をもとの形状に再現することも可」とする考え方の対立が生じることがわかる（田中 1995: 11）。石造の場合は、多くのローマ時代の遺跡のように「アナスタイローシス、すなわち現地に残っているが、ばらばらになっている部材を組み立てること」のみが許容されてきたということがある（ヴェニス憲章第15条）。一方で、日本のように木造の建造物の場合、遺跡に何も残っていないという場合も多く、ここでみてきたように新しい材料を用いた復元の手法が確立してきた。

何を復元するかという問題は日本国内においても生じている。「史跡名勝天然記念物保存法」の制定の過程で問題となっており、建造物に関しては、基本的には復元主義をとるが、遺跡に関しては歴史主義、すなわち確実な根拠をもつもの以外は復元しないという考え方をとってきたのである（田中 1995: 11）。しかし、何をもちて確実な根拠かという点に関しては、立場によって異なる。その建造物の設計図のみが、その建造物を再現する唯一の根拠と考える場合もあれば、現存する同時代の建造物や同時期に描かれた絵巻物をその根拠と捉える考え方もあるということである。

4. 世界遺産登録運動と文化財の歴史性

ここでは、原爆ドームの世界遺産登録プロセスにおける文化財の歴史性がいかにして検討されたか、みておきたい。1992年9月30日、世界遺産条約の発効と前後して、「広島市の原爆ドームを世界遺産に」という声が市民から沸き起こった。6月22日、広島市議会で「原

爆ドームを世界遺産に」という考え方が示された（平和推進室 1997: 22）。広島弁護士会会長の古田隆規が中心となって、1993年6月7日、「すすめる会」を結成し、6月19日から、署名を集め始めた。10月14日「原爆ドーム」を世界遺産リストに登録することを求める意見書に134万の署名を添えて政府に提出し、市長も文化庁等関係省庁へ要請したが、「国内法の保護が前提」との見解が示されたのである（平和推進室 1997: 23）。というのも、当時は、文化財への指定は、「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」に基づいて行われており、築後100年が条件とされていたため、1915年に建設された広島県産業奨励館は時代が新しいと判断されたのである。1994年1月27日参議委員文教委員会、全会一致で請願を採択されたが、衆議院では保留された。そののち、1994年5月26日羽田内閣時に、被爆50周年を機に世界遺産登録推薦を検討することとなる。

その後、10月27日参議院文教委員会において、原爆ドームの世界遺産登録推薦について、検討されている。ここでは、ポーランドのアウシュビッツ収容所の事例を挙げ、国内法の整備について議論されている。

（橋本敦委員）まず、1947年7月、早々と、これはポーランドの歴史において将来消し去ることのできない大きなナチスによる大虐殺のあかしとして、再びこういうことが起こらない、そういうあかしとして保存をしていくということで特別法をつくって、ポーランド国民及び諸国民の殉難の記憶をとどめるとい趣旨で特別法を公布して、これの保存に乗り出しました。この法律を受けて、アウシュビッツ強制収容所は国立の博物館ということに指定をされている。それで、国の責任での保存というメンテナンス、これが始まるわけですね。

それと同時に、ポーランドではその後、1962年に至りまして世界遺産条約に登録するための文化遺跡保護を文化財保護として国内でも措置できるように文化遺産保護及び博物館に関する法律というのを新たにつくりまして、近代建築も新たな文化として評価をし得る、「文化財とは、動産・不動産、古代・現代に関わらず、ここが大事であります。」「古代・現代に関わらず、文化遺産、及び文化発展に対し、歴史的・科学的・芸術的価値を持つものから成る。」というように法律を制定いたしました。これでまさに現代遺産としてもアウシュビッツが国内法の保護によって、文化財として保護される体制が固まりました。こういう措置をとったのですね。

つまり、世界遺産条約においては、建造物の「古さ」は条件に含まれていない。世界遺

産条約といった国際的な文化財保護の制度化の枠組みに合わせるように、ドイツにおいても国内法を整備したことが強調されている。日本国内法において、「史跡指定の対象が明治中期までであり、それ以降のものは行っていない」（平和推進室 1997: 22）とされており、文化庁は、まずは、国内法で保護の対象とすることが必要であることを主張していた。このころには、政府においても原爆ドームの世界遺産登録に対して積極的な態度をとっており、6月7日、閣議後の閣僚懇談会において羽田内閣総理大臣が原爆ドームの世界遺産登録を推薦するよう指示した。世界遺産登録の前提となる原爆ドームの史跡指定の手続きが具体的に進もうとしていたのである。ただ文化庁においては、「原爆ドームの史跡指定に当たっては、近現代の史跡をどのように指定するかという基本的な考え方を整理」するだけでも相当時間がかかるといわれていた（平和推進室 1997: 24）。その後、9月12日には文化庁は「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」を発足し、1995年1月20日、「史跡指定の対象を第2次世界大戦終結ころまでとする」報告書を取りまとめた（平和推進室 1997: 24-25）。そして、3月6日、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準を改正し、「戦跡」がその対象になったのである。原爆ドームは、6月27日、文化財史跡指定され、世界遺産に推薦する条件が整った。村山内閣時、9月28日、外務省から世界遺産委員会へ推薦書が提出され（平和推進室 1997: 25）、1996年12月、メキシコのメリダで行われた世界遺産委員会にて世界遺産への登録が採択されるに至った。

5. 世界遺産登録運動と地域の文化資産の価値づけ

世界遺産登録の作業指針においては、世界遺産に登録する物件は、あらかじめ暫定リストに掲載しておく必要があるとしている。2006年、2007年、文化庁は、各自治体を対象に暫定リストに掲載する対象を公募し、応募されたなかから5件を追加掲載した。追加されなかったものに関しては、I a, I b, IIに分類し、その評価を通知している³⁾。その通知を受

3) I、IIa、IIbに関しては、次のとおりである。「カテゴリーIは、「我が国の世界遺産暫定一覧表に未だ見られない分野の資産であり、顕著な普遍的価値を証明し得る可能性について検討すべきものと認められるが、主題・資産構成・保存管理等を十分なものとしていくためには、なお相当な作業が見込まれる」資産として説明されている。特別委員会は、「世界遺産としての評価は、世界遺産独自の観点から行われるものであり、我が国において文化財として高い評価を得ているものが、必ずしも世界遺産にふさわしいと評価されるものではない」と指摘し、Iaに関しては、提案した地方公共団体が作業を進め、Ibに関しては、提案地方公共団体を中心に作業をすすめる一方で、共通する主題を有する他の地方公共団体と連携することが特別委員会から提案されている。一方で、カテゴリーIIは、「我が国の歴史や文化を表す一群の文化資産としては、いずれも高い価値を有するものであるが、（中略）現在のイコモスや世界遺産委員会の審査傾向の下では、顕著な普遍的価値を証明することが難しいと考えられる」資産として捉えられており、「主題の再整理や構成資産の組み換え、更なる比較研究等が必要」であると

けて、世界遺産登録運動をいかに継続するのか、しないのかという観点でみると、次の4パターン——(1)登録運動を継続的に行っている場合、(2)他の国内の認定制度の枠組みに位置づける場合（認定の連鎖）、(3)他の地域と連携する場合（シリアル・ノミネーション）、(4)世界遺産登録事業を一旦中止する場合——に大別することができた⁴⁾。これらに完全に分類できるわけではなく、(1)世界遺産登録を継続しながら、(2)国内の認定制度の枠組みに位置づける場合もあるし、(3)他の地域と連携しながら、(2)国内外の他の認定制度の枠組みに位置づけられる場合もある、という具合に各文化財は、(1) (2) (3) のいずれか、あるいは複数に該当しているのである。

たとえば、2007年の公募に応募された岡山県備前市に所在する旧閑谷学校に関しては、2015年に弘道館（茨城県水戸市）、足利学校（栃木県足利市）、咸宜園跡（大分県日田市）とともに「近世日本の教育遺産群——学ぶ心・礼節の本源——」として日本遺産に認定されたうえで、世界遺産登録を目指している。旧閑谷学校は、岡山藩主池田光政によって1670年に開かれた、世界最古の庶民のための公立学校とされている。つまり、(1) (2) (3) すべてに該当するといえるが、ここで着目したいことは、備前市における旧閑谷学校の位置づけが応募時から現在に至るまで変化しているということである。表には2002年の世界遺産登録運動から、2015年、教育資産として日本遺産に認定されるまでの期間において、旧閑谷学校をいかに文化財として位置づけられてきたのかをまとめた（備前市 2015: 79-84）。

備前市が世界遺産登録をめざし活動始めたのは、2002年9月であり、備前市市長部局総務部企画課内に世界遺産登録推進委員会が設置された。署名活動（インターネットを利用した署名も）、パンフレット等の公報、講演会の開催といった「機運を盛り上げる」活動が主体であり、2004年には署名を文化庁に提出した。当時は、全国的に世界遺産登録運動が各自治体で起こり始めていたが、2006年9月において文化庁における世界遺産暫定リスト掲載資産の公募があり、備前市も出席するが、締め切りまで二か月という期間のため断念したという。

その後、2007年2月には、備前おかやま歴史シンポジウム「岡山の礎を築いた人たち VS 永忠」が開催されたが、岡山大学大学院環境学研究所馬場俊介教授が中心となって主導していた「近世岡山の農業遺構を世界遺産にするための学術的検討会」学術的研究の側面か

いう指摘のように、地域の枠組みを越えて、世界遺産登録基準である「顕著な普遍的価値」に則り、文化資産を再解釈していく試みの必要性を指摘しているのである」（雪村 2016: 98-99）。以上の詳細は「我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について」（2008年9月26日）を参照されたい。http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/sekaitokubetsu/shingi_kekka/（2016年6月30日参照）

4) 各地方自治体のその後の展開については、雪村（2016）を参照されたい。

ら、津田永忠が手がけた治水や干拓施設、人材育成を行った閑谷学校をまとめて、農業遺構として世界遺産に推薦してはどうか、とする考え方も示されていた。

2007年4月、文化庁による第2回目の公募が行われたが、備前市は本格的に応募に向けて動き出すことになる。5月の段階では、単体推進との方針であったが、下旬に「近世岡山の土木遺産群の一つである倉安川吉井水門」が「国内最古の現存閘門式」であるとの報道がされたり、同時期に前述の津田永忠がかかわった文化遺産を世界遺産にという別の動きもあり、共同提案の可能性が模索されていた。7月には岡山県が、「近世岡山の土木遺産群」が所在する関係市町等に呼びかけを行い、県・市町連絡会議が行われ、共同提案の方向性が示されたのである。そして、8月 世界遺産提案に係る検討委員会において、応募のタイトルを「近世岡山の文化・土木遺産群 岡山藩郡代津田永忠の実績」とされた（備前市 2015: 80-81）。このように、旧閑谷学校を単独ではなく、岡山県内の文化財と合わせて土木遺産群として位置づけられたということを示している。

実際には、9月27日、文化庁に申請書を提出し、翌2008年3月末、文化庁において、ヒアリングが行われた。審議の結果は2008年9月26日に発表されたが、全体としてはカテゴリーⅡ、ただし、旧閑谷学校に関してはⅠbと評価が分かれたのであった。この結果を受けて、10月20日開催された「世界遺産提案に係る検討委員会」では、世界遺産登録の可能性のある「旧閑谷学校」を中心とした教育遺産の世界遺産登録を目指す方向で了承され、備前市と岡山県が共同で登録推進運動を行うことが決まった（備前市 2015: 82）。

同じく2007年の公募に応募していた「水戸藩の学問・教育遺産群」の旧弘道館、「足利学校と足利市の遺産」の足利学校もそれぞれⅠbに分類されたが、2008年12月、世界文化遺産特別委員会の提言に沿い、近世の教育資産で世界遺産登録運動に取り組むことを表明した。2009年2月、水戸市にて三市が集まり、「近世の教育資産」世界遺産登録推進に係る会議が開催され、水戸市からは大分県日田市に位置する咸宜園も含める方向が示された。咸宜園とは、江戸時代後期に廣瀬淡窓が天領日田の地に創設した最大規模を誇る私塾である。2009年4月になると3市の連携が活発化し、足利にて、「中世・近世教育資産サミット」が開催された（備前市 2015: 82-83）。その後も岡山県内では教育委員会を中心に旧閑谷学校の世界遺産登録を目指した活動がすすめられた。2010年6月29日に開催された「近世の教育資産」3県3市学術連絡調整会議が開催されたが、咸宜園を擁する日田市がこの会議の構成員とする合意には至らなかった。しかし、その後、11月17日に開催された「関係自治体による連絡会議」では備前市は構成メンバーに加わらず、かわって日田市が加わっている。備前市においては、2011年度以降、旧閑谷学校単独での推薦の方針がとられ、「学びの

文化財保護のグローバル化と地域の文化資産のカテゴリー化（雪村）

原郷閑谷学校」として活動を行うことが確認されたのである（備前市 2015: 83-84）。その後、2012年11月18日、備前市をのぞく三市で教育遺産世界遺産登録推進協議会が設立された。2015年2月15日に開催された平成26年度教育遺産世界遺産登録推進協議会において、再び備前市も構成員となることが宣言されている。備前市の参画は、「世界遺産登録・日本遺産認定を目指す四市長共同声明」によれば、「新たに来年度から創設される日本遺産の認定事業を契機」とするとしている⁵⁾。そして、日本遺産に認定されることが、「世界遺産

表 旧閑谷学校の世界遺産登録運動の流れとそのカテゴリー化の変遷

2002年9月	備前市市長部局総務部企画課内に世界遺産登録推進委員会が設置、署名活動開始。
2004年	署名を文化庁に提出。
2005年3月	2005、3月備前市は吉永町、日生町と合併、備前市教育委員会生涯学習課に事務局が移転した。
2006年6月28日	第1回文化庁による暫定一覧表記載の文化財候補の公募説明会に出席。
2007年2月1日	備前おかやま歴史シンボの開催。
4月1日	第2回文化庁による募集、9月締め切り。
5月	推進委員会総会（備前市）。
7月	岡山藩郡代津田永忠顕彰会「近世岡山の土木遺産群案」と共同提案で調整。
8月	世界遺産提案に係る検討委員会（岡山県、岡山市、赤磐市、備前市、和気町）。 タイトルを「近世岡山の文化・土木遺産群 岡山藩郡代津田永忠の実績」とした。
9月27日	文化庁に推薦書を提出。
2008年3月末	文化庁において、ヒアリング。
9月26日	審議結果の発表。 カテゴリー2、ただし、閑谷学校は1b、「近世教育資産」としてカテゴリー化の提案。
10月20日	世界遺産提案に係る検討委員会にて、「旧閑谷学校」を教育資産として推すことを承認。
12月4日	世界文化遺産特別委員会の提言に沿い、近世の教育資産で世界遺産に取り組むことを表明。
2009年2月	水戸市、足利市、備前市との連携会議、咸宜園（大分県日田市）との連携が提案。
4月1日	中世・近世教育資産サミット開催（足利市）。
2010年6月29日	「近世の教育資産」3県3市学術連絡調整会議。
11月17日	備前市は単独推薦へ、代わって日田市が参画。
2012年11月18日	教育遺産世界遺産登録推進協議会設立。
2015年2月15日	教育遺産世界遺産登録推進協議会に備前市が加わり、日本遺産認定を目指す。
4月24日	「近世日本の教育遺産群——学ぶ心・礼節の本源——」日本遺産に認定。

5) 「世界遺産登録・日本遺産認定を目指す四市長共同声明」<http://www.kyouikuisan.jp/wp-content/uploads/2018/02/kyodoseime02.pdf#view=FitH> (2019年11月30日参照)

登録の大きな後押し」になるということが期待されているが、年度が変わった同年4月24日、「近世日本の教育遺産群——学ぶ心・礼節の本源——」として日本遺産に認定されている。

以上、旧閑谷学校の世界遺産登録運動の流れと旧閑谷学校の文化財としてのカテゴリー化の変遷をみてきた。旧閑谷学校を単独で推薦するという方針に始まり、岡山県内の歴史的土木遺産群としてのカテゴリー化を経て、結果的に地理的には離れているが旧弘道館（茨城県水戸市）等とともに近世教育資産群としてシリアル・ノミネーションの方針が示されたことがわかる。

6. おわりに

気候条件や地理的条件のもと、世界中の各地域において人々の生活が営まれてきた。建築物に関しても、地域で調達しやすい材料で建造され、適切な方法で維持、管理されてきたのである。近代国家成立とともに、国内法に則った方法で文化財が保護されてきたが、国際的な保存の枠組みが制度化されることで、共通の価値基準で各文化財を評価し、世界遺産に登録するか／しないかを決定していくことになる。また、世界遺産登録運動の過程で、地域の文化財を世界遺産登録のためにいかに価値づけるのか、まさに現在進行形で検討されている。

日本においては、文化庁が2006、2007年に暫定リスト掲載の遺産を公募して以来、追加の掲載はない。2011年以降毎年世界遺産として登録されていった結果、現在暫定リストに掲載されているのは、文化遺産6件、自然遺産1件となっており、今後リストへの追加、見直しが検討されていくことだろう。本稿で考察したように、各地域で同時発生的に開始した世界遺産登録に向けた活動に関して、地域を超えて、共通の歴史的背景が見いだされたことで、カテゴリー化が推し進められ、共同での登録運動へと集約していく。本稿では近世の教育資産としてカテゴリー化された旧閑谷学校の事例を分析したが、他にもすでに1992年に暫定リストに掲載されている彦根城、文化庁の公募に応募し、I bにカテゴリー化された松本城、また、犬山城、松江城といった国宝となっている城郭が共同で、国宝四城世界遺産登録推進会（仮称）を立ち上げている。

日本国内における文化財保護が行われてきたが、国際的な文化財の保護制度が浸透するなかで、新たな文化財のカテゴリー化やその強化が推し進められる。カテゴリー化することで、恩恵をうけることもあるが、同時にそれ以外を排除することにもなり、両者は裏腹の関係にある。ここで重要なことは、世界遺産制度はまさに他者の文化をカテゴリー化する

る作業といえ、そのなかで個々の文化が不可避的に変遷していく点である。他者の文化を互いに認めようとする文化的多様性に資する制度が、かえって価値の一元化を推し進めることに自覚的にならなければならない。

参考文献

- 備前市, 2015, 『学びの原郷閑谷学校』報告書』備前市.
- 原爆ドームの世界遺産化をすすめる会, 1997, 『次代へのメッセージ「原爆ドーム世界遺産化への道」』
- 稲垣栄三 1994, 「文化遺産のオーセンティシティをめぐる素描」『建築史学』24巻: 83-90.
- レオン・プレスイール, 1994, 「世界遺産条約の20年」『建築史学』24巻: 98-125 (吉田鋼市訳).
- 益田兼房, 1995, 『世界文化遺産奈良コンファレンス』へいたる道』『文化財』377 (1995年2月): 13-20.
- 宮川渉, 2017, 「戦後復興とイタスケ古墳」文化財保存全国協議会編『文化財保存70年の歴史』新泉社: 87-108.
- 毛利和雄, 2017, 「文化的計景観と世界遺産」文化財保存全国協議会編『文化財保存70年の歴史——明日への文化遺産』新泉社: 243-258.
- 森浩一, 2016, 『森浩一著作集5 天皇陵への疑惑』新泉社.
- 西村幸夫, 1994, 「わが国の歴史的環境保全におけるオーセンティシティ概念の変化」『建築史学』24巻: 68-72.
- 小笠原好彦・勅使河原彰, 2017, 「文化財保存の現状と課題」文化財保存全国協議会編『文化財保存70年の歴史——明日への文化遺産』新泉社: 11-59.
- 高橋暁, 2010, 『世界遺産を平和の砦に——武力紛争から文化を守るハーグ条約』すずさわ書店.
- 田中琢, 1995, 「奈良コンファレンスと文化遺産のオーセンティシティ」『文化財』377 (1995年2月): 10-12.
- 海野聡, 2017, 『古建築を復元する - 過去と現在の架け橋』吉川弘文館.
- 山泰幸, 2002, 「古墳と陵墓」荻野昌弘編『文化遺産の社会学——ルーブル美術館から原爆ドームまで』新曜社: 241-259.
- 雪村まゆみ, 2016, 「世界遺産登録運動と文化資産の認定制度の創設: 「認定の連鎖」をめぐる」『関西大学社会学部紀要』48 (1), 91-111.

付記

本稿は、2018年度-2019年度科学研究費助成事業・研究活動スタート支援「世界遺産制度が地域の文化財保護におよぼす影響」（研究代表者：雪村まゆみ、課題番号：19K20933）による研究成果の一部である。

—2019.12.4 受稿—